



千葉労働局発表
平成25年4月2日

担当	千葉労働局労働基準部健康安全課
	課長 但馬 明雄 労働衛生専門官 塩田 康夫 電話 043(221)4312

東葉高速鉄道株式会社が販売した「車両ドアの開閉用車掌スイッチ」の一部にアスベストが含有していたことについて ～「車両ドアの開閉用車掌スイッチ」の回収等を指示～

千葉労働局（局長 山本 靖彦）は、東葉高速鉄道株式会社（本社：千葉県八千代市緑が丘1丁目1120番地3）から同社鉄道車両に使用していた「車両ドアの開閉用車掌スイッチ（以下、「車掌スイッチ」という。）」内の一部にアスベストを含有したものが一般に販売されていたことの報告（平成25年4月1日）を受け、同日、同社に対し、既に販売されたアスベスト含有車掌スイッチの早急な回収等を指示した。

1 事案の概要

- (1) 車掌スイッチ内部には、アスベストを含有していた絶縁シートが使用されており、東葉高速鉄道株式会社では、営業を開始した平成8年から平成18年まで運行していた車両の一部に当該車掌スイッチが設置されていた。
- (2) アスベストを含有する当該車掌スイッチは、廃棄した鉄道車両に取り付けられていたもので、東葉高速鉄道株式会社では、鉄道車両の中古部品として、平成21年に5個、平成22年に10個、平成24年に1個、計16個を同社が開催する「東葉家族車両基地まつり」で販売していた。
- (3) 当該車掌スイッチは、鉄道車両用品メーカーの東洋電機製造株式会社（本社：東京都中央区）において製造されたもので、製造者名（東洋電機製造株式会社）や形式（S546 C-M）などが表示されている銘板が取り付けられている。
- (4) 東葉高速鉄道株式会社は、当該車掌スイッチの一部にアスベストが含有されていることを承知していなかったとしているが、平成18年9月以降労働安全衛生法では販売（譲渡）等が禁止されている。

2 留意点

- (1) 労働安全衛生法第55条では、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものの使用や販売を禁止している。
- (2) このアスベストを含有する絶縁シートは、車掌スイッチの内部に組み込まれているため、スイッチを分解し、絶縁シートを傷付けたりしなければアスベストが飛散することはない。

関係条文

労働安全衛生法

(製造等の禁止)

第 55 条 黄りんマッチ、ベンジジン、ベンジジン含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

安全衛生法施行令 -抜粋-

(製造等が禁止される有害物等)

第 16 条 法第 55 条の政令で定める物は、次のとおりとする。

1. 黄りんマッチ
2. ベンジジン及びその塩
3. 略
4. 石綿
5. ~ 8. 略
9. 第 2 号、第 3 号若しくは第 5 号から第 7 号までに掲げる物をその重量の 1 パーセントを超えて含有し、又は第 4 号に掲げる物をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物